## 財務諸表に対する注記

- 1. 継続事業の前提に関する注記 該当事項なし
- 2. 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項なし

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物及び器具備品等・・・定額法
  - ・リース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する 額を計上
- 3. 重要な会計方針の変更 該当事項なし
- 4. 法人で採用する退職給付制度

福祉医療機構の退職共済制度(平成18年4月1日以前採用の職員) 長崎県商工会連合会の特定退職金共済制度(平成18年4月1日以降採用の職員)

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業)

A. 牧島荘・・・本部

牧島荘

短期入所

通所介護

居宅介護

短期障害

生活介護

生涯元気事業

(公益事業)

B. 東望荘・・・東望荘

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

		基本財産の種	類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土	地			79, 046, 649	0	0	79, 046, 649
建	物			272, 773, 469	13, 132, 800	16, 087, 718	269, 818, 551
		合	計	351, 820, 118	13, 132, 800	16, 087, 718	348, 865, 200

- 7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等 特別積立金の取崩し 該当なし
- 8. 担保に供している資産 担保に供されている資産 該当事項なし
- 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

			(単位:円)
	取得価額	減価償却	当期末残高
		累計額	
「基本財産」			
建物	640, 663, 490	370, 844, 939	269, 818, 551
「その他の固定資産」			
建物	400, 000	399, 999	1
構築物	38, 603, 500	36, 063, 977	2, 539, 523
車輛運搬具	11, 967, 330	4, 780, 881	7, 186, 449
器具及び備品	51, 700, 484	40, 053, 053	11, 647, 431
有形リース資産	8, 461, 980	5, 371, 344	3, 090, 636
ソフトウェア	3, 545, 430	2, 661, 866	883, 564
合 計	755, 342, 214	460, 176, 059	295, 166, 155

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

				(十四・11)
		債権額	徴収不能引当金	債権の
			の当期末残高	当期末残高
事業未収金		45, 414, 306	0	45, 414, 306
未収補助金		720,000	0	720,000
立替金		312, 101	0	312, 101
合	計	46, 446, 407	0	46, 446, 407

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

				( 1 1-4 /
種類及び銘柄	帳簿価額	時	価	評価損益
該当事項なし				
合				

## 12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

	法人			事業の	議決権	関係に	内容	取引の			
種類	等の	住所	資産総額	内容又	の所有	役員の	事業上	内容	取引金額	科目	期末残高
	名称			は職業	割合	兼務等	の関係				
	該当事項なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 13. 重要な偶発債務 該当事項なし
- 14. 重要な後発事象 該当事項なし
- 15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び 純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当事項なし